

第4章 公共施設の再編と活用に関する指針

本市では、高度成長期を中心として、豊富な財源を背景に各種の公共施設の整備を進めてきた結果、公共施設の整備水準は県下でもトップクラスであり、平成18年10月現在、177ヶ所、延床面積209,768㎡の公共施設と8,111,386㎡の公有地を有しています。

こうした公共施設は、市民生活の利便性の向上に大きく寄与してきましたが、一方では、年間の維持管理経費は人件費を除いて、平成17年度決算で約11億2千万円と一般会計決算歳出総額、約194億7千万円の5.8%を占めており、市財政の硬直化の要因の一つとなるとともに、市民負担の大幅な増加が懸念されています。

また、公共施設の多くが老朽化し、補修や改修に多大な経費を要するとともに、多くの施設が更新時期を迎えつつあり、特に、合併により誕生した本市では、類似施設の重複もみられることから、人口減少社会の到来をにらみながら、計画的な施設の再編と効率的な活用を進めます。

指針1 公共施設等の再編

公共施設の整備にあたっては、老朽化の状況や施設需要の推移を念頭に、多機能化・複合化を進め、類似施設や周辺施設をできるだけ集約・再編することにより、量から質の向上を目指します。

また、市立の学校等については、児童数の推移を見極めながら、教育の水準や環境の維持と向上に向けて、今後のあり方について検討を進めます。

こうした市民生活に密着した施設の再編にあたっては、必要性や効果などを分析するとともに、共創と協働を基本として、市民の意見を取り入れた整備を進めます。

指針2 効率的な施設の整備と管理・運営

施設の整備にあたっては、設計段階から施設の延命化に加えて、維持・補修経費やランニングコストの低減など、施設のライフサイクルマネジメントの観点に立った取組みを推進するとともに、PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)手法の導入等の検討を進め建設コストの削減と利用しやすい施設整備を進めます。

施設の管理にあたっては、指定管理者制度の活用などを積極的に推進することにより、民間の高いノウハウの導入による市民サービスの向上とランニングコストの低減を図ります。

また、共創と協働の観点から、地域コミュニティや市民活動団体による施設の管理・運営を促進します。

指針3 市有財産の有効活用

市有財産の有効活用と安定的な財源確保のため、土地や建物などの市有財産の使用実態や将来にわたる活用可能性等を把握・検証し、遊休財産については、積極的に民間や市民への売却や貸付を進めます。

また、現在、類似の施設において取り扱いが異なっている使用料等について、受益者負担の観点から、適正化を図ります。

指針1 施策の重点化

総合計画は、限られた財源をより効果的・効率的に市民サービスの向上へと繋げていくための施策展開の指針となるものですが、極めて厳しい財政状況の中、政策を実現するためには、選択と集中の観点のもと、施策の重点化を図ることが必要です。

このため、基本計画においては、従来の大綱別の施策展開に加えて、「ひかり未来戦略」を設定することにより、特に優先すべき政策課題を明確化し、施策の重点化を図るとともに、政策主導型の予算編成の実現を目指します。

また、具体的な事業展開については、毎年度作成する「行動計画」の中で明らかにしていくとともに、必要に応じて重点化項目の見直しを図り、社会経済情勢の変化や新たな課題等への的確な対応を図ります。

指針2 新規大型建設事業と市債発行の抑制

本市では、市政の課題に対応し、市民福祉の向上を図るため、生活基盤整備など必要な施設整備を進めてきた結果、市債残高が累増し、これに伴う公債費負担が財政の硬直化を招く要因の一つとなっています。

一方、社会経済情勢が急速に変化する時代の中で、新たな課題や市民ニーズへの柔軟な対応が求められますが、本市の財政状況を勘案すると、特に公債費負担に大きな影響を与える大型建設事業については、長期的視点に基づく計画的な実施が不可欠となっています。

こうしたことから、財政運営の健全性を確保するため、前期基本計画に想定していない大型建設事業については、計画期間中（平成19年度～平成23年度）の事業実施を抑制し、「公債費負担適正化計画」を踏まえ、実質公債費比率の18%未満を達成するよう努めます。

このため、この期間における市債発行（臨時財政対策債は除く）については、普通交付税算入分を除いて直近の標準財政規模の3%程度にとどめます。